

平成26年度 入札監視委員会議事概要

陸上自衛隊西部方面隊

開催日及び場所	平成26年 9月25日(木) 福岡第2合同庁舎5階 第1会議室
委員	牧角 龍憲 (大学教授) 松藤 泰典 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授) 清水 秀幸 (公認会計士) 増永 弘 (弁護士)

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日	
審議対象件数	28,546 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	5 件	(審議概要) 地方調達 1 地方調達発注実績について 2 抽出事案について
一般競争	5 件	
指名競争	0 件	
随意契約	0 件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	【地方調達発注実績について】 特になし 【抽出事案について】 ○地方調達について 1 【小型模型飛行機】 (一般競争) (1者応札) ・落札率100%及び1者応札となった理由は何か。	

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・仕様書において、「損傷後の部品交換、補修を短時間で容易に終了し、繰り返し飛行可能なこと」とあるが、射撃された飛行機を再度使用するのか。</p> <p>・仕様書の内容がコストに反映すると思うが、性能諸元の検証はなされているか。</p> <p>・1台約50万円するが妥当か。繰り返し飛行可能な物と1回しか飛行できない物とどちらがいいか検討したか。</p> <p>・飛行回数、時間及び飛行可能数等の訓練統計データはあるか。統計データを蓄積して仕様書に反映すべきではないか。</p> <p>・過度な性能諸元の特注品のため、1者応札となるのではないか。当該業者が倒産等により、調達が不可能な場合、訓練に影響があるのではないか。</p> <p>2 [衛星携帯電話の借上] [衛星携帯電話レンタル] (一般競争) (1者応札)</p> <p>・それぞれの審議案件に係る概要の違いは何か。</p>	<p>同等品も可として公告手続きを実施したが、同等品申請する業者がいなかったためである。</p> <p>・エンジン部及びコントロール部等の主要な部分以外の損傷は部隊で補修して、再度使用している。</p> <p>・性能諸元の検証は実施した。過去は部隊で作成していたが、天候の影響等により飛行出来ず、射撃の練度向上が図れない等の問題があった。このため隊員の射撃精度向上に資する性能諸元の研究を実施し、今に至っている。</p> <p>・1台50万円の価格の妥当性については、自隊作成時の問題も是正され隊員の射撃精度は向上しているため、価格的に問題ないと思料する。繰り返し使用と一度きりの使用に係る検討はしてないが、射撃精度の向上も加味し、繰り返し飛行可能な機体が経済的と思料する。</p> <p>・各機体の飛行回数、時間等のデータは取っているが、統計データとしての蓄積及び仕様書への反映は実施していないため、今後は実施していく。</p> <p>・当該業者の他に、現在開発中の企業が存在することを確認している。</p> <p>・「国内訓練における離島との通信手段」として契約したものと「米国における米国海兵隊との訓練の通信手段」として契約したものである。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・イリジウムという衛星携帯電話は何か特殊性があるのか。</p> <p>・演習があると分かっているのに公告期間 1 1 日間は短いのではないか。</p> <p>・演習期間の一時レンタルではなく、購入という形での使用はできないか。</p> <p>3 [フランスパンほか 6 5 件] (一般競争)</p> <p>・糧食の契約実施要領等について説明されたい。</p> <p>・公告において見本提出する品物を選定する基準はあるのか。</p>	<p>・米軍が使用している衛星携帯電話は、イリジウムを使用している。従って米国海兵隊との演習では、同じ衛星携帯電話を使用しないと、通話料が倍以上かかってしまう。また、米軍との演習で使用する為、通話エリア等を加味した性能に耐えうるものという事でイリジウム衛星携帯電話となった。</p> <p>・今後、同等品申請期間を確保できるよう、公告期間を考慮する。</p> <p>・衛星携帯電話は、何台か通常使用している。通常使用するだけでも基本料金・通話料と維持経費がかなり多くかかっているところである。従って演習期間のみ必要台数をレンタルすることにより、維持経費を最低限に抑えることができる為、購入という形でなく、レンタルの形態をとっている。</p> <p>・一品目毎の単価契約により実施している。その方法としては、短期の 1 ヶ月契約と長期の 3 ヶ月分契約の 2 種類の契約がある。短期契約は月によって価格変動の大きい生鮮食品の契約、長期契約は価格変動の小さい保存期間の長い品物の契約である。また予定価格は市場価格方式により前回実績価格又は市場調査価格を採用している。本審議案件で応札者が 3 3 者と多い理由としては、品目数が短期は 1 5 0 ~ 2 0 0、長期は約 4 5 0 品目になるためである。したがって、全 3 3 者がすべての品目に対して応札するのではなく、業者は対応可能な品目のみに応札している。</p> <p>・選定基準は管理栄養士の判断による。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・見本提出品判定依頼書は、会計隊がサンプルチェックのために必要な書類として提出させるものか。</p> <p>・契約書において、責任区分の明確化のため、返品規定に関する特別条項を設けたほうが良いのではないか。</p> <p>4 [複写機トナーほか2件] (一般競争)</p> <p>・本案件は、会計機関が福岡市内であるにもかかわらず、応札者数2者は少ないのではないか。</p> <p>・落札価格と予定価格が一致しているのはなぜか。</p> <p>・平成25年度契約実績資料中、長崎地方協力本部の同業者との複写機トナー契約において、落札率95.23%と異なっているのはなぜか。</p> <p>・本案件のようにオープン価格で市場価格が出ないものは、実例価格を採用するしかないのではないか。</p>	<p>・判定依頼書は、過去に業者と官側の間で、見本提出・受領に関して相違が生じた事案があったことを受け、処置事項として、本書類を作成することとしたものである。</p> <p>・ご意見を踏まえ、契約書の特約条項への反映について検討していく。</p> <p>・入札公告は、契約実施機関の自衛隊福岡地方協力本部の掲示板及びホームページに掲示するほか、近隣の福岡駐屯地、同県内の小倉駐屯地及び小郡駐屯地の掲示板、方面会計隊のホームページなどできる限り多くの場所、方法をもって掲示等を行っている。</p> <p>この結果、公告に対し5者からの問い合わせを受けたが、入札に参加したのは2者であったところである。</p> <p>・予定価格は、前年度実例価格を採用した。今回の落札業者が、前年度と同一業者であったため、結果として予定価格と落札価格が一致したものである。</p> <p>なお、採用した実例価格は、メーカー希望小売価格より1～2割安価であり、妥当であったと考えている。</p> <p>・長崎地方協力本部における契約単価は本件と同額であることを確認している。落札率の違いは予定価格算定要領の相違と考える。</p> <p>・カタログもなく、ホームページでも取引価格が出ていないため、ご意見のとおりと考える。また説明したメーカー小売希望価格も業者を通じ、確認したものである。</p>

委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし
----------------------------	----